

事務連絡
平成 28 年 11 月 10 日

各〔都道府県
保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課

牛海綿状脳症（BSE）検査を実施せずにと畜場から出荷された牛肉について

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 7 条第 1 項に基づき、48 ヶ月齢超の牛について、BSE 検査が実施されているところですが、今般、別添のとおり、山梨県にて標記事案が発生しました。

標記事案の原因については、BSE 検査前の対象月齢の確認に不備があったこと、また、BSE 検査結果を通知する際、通知内容について齟齬がないか確認する体制がなかったこととされています。

つきましては、各自治体における BSE 検査の確実な実施について、遺漏のないようお願いいたします。

牛海綿状脳症（BSE）検査を実施せずにと畜場から出荷された牛肉について

平成28年11月5日

記者発表資料

[概要]

平成28年11月4日（金）、山梨県食肉衛生検査所が10月分の牛のBSE検査実施状況を確認したところ、検査を実施しないでと畜場から出荷された牛が1頭存在することが判明した。

1 原因

BSE検査が必要な48か月齢を超える牛1頭について、山梨県食肉衛生検査所のと畜検査員が誤って、検査を実施しないまま検査済み結果通知を発行したため

※BSE検査対象の牛：48か月齢を超える牛・運動障害、知覚障害等が疑われた牛等
（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則等）

2 検査機関

山梨県食肉衛生検査所（笛吹市石和町唐柏1028番地）

3 当該牛の情報

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 個体識別番号 | 1356631108 |
| (2) 出生の年月日 | 平成24年9月9日生まれ（と畜時49か月+10日） |
| (3) と畜日 | 平成28年10月19日（水） |
| (4) と畜場の名称 | （株）山梨食肉流通センター（笛吹市石和町唐柏1028番地） |

4 当該牛肉の措置状況

既に流通しないよう措置済み

- ・精肉：一次販売先で冷凍保管されていることを確認し、回収予定
- ・内臓：（株）山梨食肉流通センターで廃棄済み

5 今後の対応

原因の詳細、改善措置等については、11月10日（木）までに取りまとめ、公表予定

関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、チェック体制の強化など再発防止に努めてまいります。

【報道機関の皆様へ】

現在流通している牛肉は、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づいた検査を行った安全なお肉です。

牛の脳や脊髄などの組織は、家畜のえさに混ぜないといった規制が行われており、日本では、平成15年（2003年）以降に出生した牛からは、BSEは確認されていません。

BSEに関する正しい知識や科学的知見の普及へのご配慮をお願いします。